

## 令和4年度(後期) 県営住宅等消防用設備等点検業務 実施要領

### 1 点検期間

令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

ただし、個人住居内の点検は、12月28日(水)～1月6日(金)の間を除く。

### 2 点検項目

「機器点検」・「非常用照明設備の点検及び照度測定」を実施し、公社から指示・承認された改修工事を完了させてください。なお、点検詳細については別紙1及び2を参照してください。

### 3 点検実施前の提出書類・方法・期限

#### (1) 提出書類

工程表及び時間工程表を提出してください。

#### (2) 提出方法

- ・工程表はMy Pageから登録してください。入力は11月21日(月)から可能となる予定です。
- ・時間工程表は協会へメール送信してください。変更があった場合はその都度、メール送信してください。

#### (3) 提出期限

全地区とも11月25日(金)までをお願いします。

### 4 点検実施後の提出ファイル・方法・期限

#### (1) 提出ファイル

全ての対象物で提出 (MyPageにファイルを保存)	① 点検結果報告書
	② 点検結果総括表
	③ 点検者一覧表
	④ 点検票
	⑤ 点検業務写真(カラー)
	⑥ 入居者承諾書
	⑦ 点検不能住宅一覧表
	⑧ 入居者に伝えた事項等
	⑨ 消火器台帳
	⑩ 数量確認表(変更がある場合のみ)
必要に応じて提出 (⑪及び⑫アはMy Pageより入力 ⑫イはMy Pageに保存)	⑪ 改修等提案書(MyPageより入力)
	⑫ 請求書 ア 改修等請求書(MyPageより入力) イ 改修写真(カラー)

非常照明関係 (MyPageにファイルを保存)	⑬ 点検・調査結果報告書 ⑭ 検査結果表 ⑮ 照度測定表 ⑯ 関係写真 (カラー)
----------------------------	--

※ 住宅供給公社へ提出する様式は協会HPからダウンロードしてください。

※ ⑤点検業務写真、⑯関係写真は、業務委託特記仕様書に従い添付してください。

## (2) 提出方法

各事業者の「My Page」にPDFファイルで保存してください。なお、PDFファイルへの変換が困難な場合はExcel、Word等のファイルも可とします。(紙での提出不要)

### 【保存方法】

- フォルダ内のファイル名は書類の番号①～⑩及び「点検業務対象物一覧表(前期に郵送した資料)」に記載の名称を正確に入力してください。
- できるだけ①～④は1つのファイルでお願いします。その場合は①としてください。⑤以降のファイルはそれぞれで構いません。番号は必ず付けてください。

## (3) 提出期限

令和5年2月1日(水)

※ 提出期限に関わらず作成でき次第、保存してください。期限にまでに間に合わない場合はその旨、メールでご連絡ください。

## 5 改修等提案書及び請求書の作成・提出方法

- (1) 次回点検まで現状で推移した場合、機能の維持ができないと判断される場合、設備の増設・移設・交換などが必要と判断される場合は、My Pageより改修等提案書を入力してください。
- (2) 改修提案書は団地名を入力の後、左欄上段にコード及び定価、メーカー、型式等、必要事項を入力してください。入力後、協会にてメーカー、型式等から確認させていただきます。なお、確認できない場合は見積書等をお願いする場合があります。
- (3) 説明文が必要な案件は下段に記入してください。なお、上段の説明文の場合は下段備考欄冒頭に上段の説明文であると記してください。
- (4) 同じ工事は団地毎にまとめ、○棟○個と記載してください。
- (5) 課税と非課税を分けしないでください。

## 6 改修に係る請求書の作成・提出方法

別紙『「令和4年度前期改修提案」に係る今後の作業・入力手順』にまとめましたのでご覧ください。

## 7 消防訓練に関する報告・請求について

### (1) 消防防災訓練用賠償保険について

訓練に際しては、点検業務受託者が消防設備安全センターの消防防災訓練用保険D型、または同等と認められる保険に加入してください。

### (2) 消防訓練立合い費用について

ア 次の時間を標準とし、1時間単位で請求してください。なお、移動時間は除くものとし、標準時間を超過する場合は、その理由を明記してください。

(ア) 自治会区長等との打合せ 1時間

(イ) 消防署への届出作成・提出 1時間（消防訓練通知書作成時間を含む。なお、それ以外に住民へのお知らせ等を作成し時間がかかった場合は、該当書類を添付してください。）

(ウ) 訓練当日の立合い 2時間（準備、片付けを含む）

#### イ 単価

(ア) 平日 2,450円@1時間、諸経費 610円@1時間

(イ) 休日 3,300円@1時間、諸経費 820円@1時間

(ウ) 保険料 5,000円（非課税）

(3) 報告・請求について 訓練終了後、次の書類を協会HP内の各事業者の「My Page」に保存してください。

ア 県営住宅等消防訓練完了報告書（日付等のデータ入力）

イ 請求書（日時等のデータ入力）

ウ 自衛消防訓練通知書（消防署受付済みのもの）（PDFファイルの保存）

エ 訓練記録カラー写真3枚以上（PDFファイルの保存）

オ 消防設備安全センターD型保険以外は保険証書の写し（PDFファイルの保存）

※ 消防訓練に関する事前連絡について（長野地区のみ）

～ 概ね1か月前に準備の進捗状況をお知らせください。消防機関に通知書提出済みの場合は写しをメール等で事務局まで送信してください。

## 消防用設備等点検結果報告書関係の記載要領

### 1 消防用設備等点検結果報告書

- (1) 防火対象物の棟ごとに作成する。
- (2) 記載内容は、点検票等を含め点検実施者又は点検実施責任者が必ず確認すること。

宛 先	県営住宅、岡谷市営住宅 → 管理代行者 長野県住宅供給公社理事長 関 昇一郎 職員宿舎、賃貸住宅、小諸市営住宅 → 長野県住宅供給公社理事長 関 昇一郎
日 付	令和5年2月1日
届出者名	一般社団法人 長野県消防設備協会 会長 藤沢 一三
届出者住所	長野市中御所岡田178-2 電話026-217-3119

防火対象物欄	所在地	防火対象物の所在地を記載
	名 称	団地名、棟番号を記載
	用 途	(5)項口共同住宅、(1)項口集会所 など消防法施行令別表の区分を記載
	規 模	実態を確認して記載
	消防用設備等の種類	消防法施行令第7条の設備名称を記載

### 2 点検結果総括表

防 火 管 理 者	防火管理者名を記載 ○ 県営住宅 長野地区「小松正始」、松本地区「北原 力」、上田地区「小松正始」、 佐久地区「渡辺和彦」、諏訪地区「石澤一志」 ○ 職員宿舎・賃貸住宅・市営住宅（選任されている対象物に限る）同上
点検実施責任者	表示登録会員番号及び登録会員の代表者の職・氏名を記載
点 検 種 別	前期点検(総合点検)の場合は「機器点検・総合点検」の両方に、 <u>後期点検(機器点検)</u> の場合は「機器点検」に○印
点 検 年 月 日	点検を実施した日または点検開始日及び終了日を記載
点 検 結 果 欄	正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付け、不良内容欄に不良内容を記載
措 置 内 容	措置した内容及び措置日を記載
立 会 者	点検の立会いを求め、その者の氏名を記載(監理員等)

### 3 点検者一覧表

- (1) 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合、点検者が複数か否かにかかわらず点検を実施したすべての者の情報を記載する。ただし、消防設備士で同類の甲・乙両方の資格を所持している者は、甲種の情報に記載することで足りる。
- (2) 第二種消防設備点検資格者免状を所持していない消防設備士が消防法施行令第36条第2項に規定する防火対象物に設置されている誘導灯及び誘導標識の点検を実施するには、第4類又は第7類の資格のほか電気工事士又は第1種～第3種電気主任技術者のいずれかが必要となるため、備考欄に電気工事士免状又は電気主任技術者免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載する。

### 4 点検票

- (1) 消火器・誘導灯・避難器具は原則として階を単位とする。ただし、小規模又は設備の少ないものは棟とする。
- (2) 内蔵型の非常電源を除き、電源を必要とする設備は非常電源点検票及び配線点検票を添付する（内蔵型が重複する場合は、備考欄にその旨記載し省略できる）。
- (3) 各項目の記載方法は次のとおりとする。

名 称	団地名及び棟番号を記載
所 在 地	防火対象物の所在地を記載
防 火 管 理 者	監理員又は管理人が防火管理者の場合は、その者の氏名を記載（総括表を添付する場合は「総括表のとおり」と記載）
立 会 者	立会いを求め、その者の氏名を記載（監理員等）。なお、総括表を添付する場合は「総括表のとおり」と記載
点 検 種 別	前期点検(総合点検)の場合は「機器点検・総合点検」の両方に、 <u>後期点検(機器点検)</u> の場合は「 <u>機器点検</u> 」に○印
点 検 年 月 日	点検を実施した日または、点検開始日及び終了日を記載
点 検 者	点検した者の氏名を記載
点検者所属会社	社名、会社の代表電話番号、会社の住所を記載
種別容量等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視、操作、測定などの点検結果を簡略に記載</li> <li>・ヒューズ類、開閉器、遮断器、加圧送水装置は定格値を記載</li> <li>・端子電圧は予備電源スイッチを操作しその電圧を記載</li> <li>・警戒区域表示装置は警戒区域容量と設定区域数を記載 (20回線容量で18回線使用の場合は18/20と記載)</li> <li>・感知器、避難器具、スイッチ、スピーカー、表示灯、放水口等位置個数が重要な設備は、その数を記載</li> </ul>
判 定 欄	良好の場合は○印、不良の場合は×印を記載。修理又は交換、修復した場合は×を○で囲み、その内容を措置欄に記載。点検項目がない場

	合は／線とする。消火器の場合は不良本数を記載。修理又は交換し修復した場合は数字を○で囲み、その内容を措置欄に記載
不良内容	点検結果不良があった場合は、不良箇所・設置場所などを簡略に記載
措置内容	実施した整備、改修内容を簡略に記載し、措置月日を記載。甲種消防設備士でなければできない改修内容に注意すること。
備考欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不良内容、整備（修理、交換、修復）内容を個々の説明欄で記録できなかった内容を記載。消火器は加圧・蓄圧別、避難器具は種別ごとの合計器具数を記載。点検者と改修整備者が異なる場合は、消防設備士の氏名・免状番号及び連絡電話番号を記載</li> <li>・電源等の点検整備に伴い電気工事士の立会いがあった場合も同様とする。なお、消防法施行令第32条の適用を受けている設備は、その内容を簡明に記載</li> </ul>
測定機器欄	点検時使用した機器を記載。校正年月日は機器の表示又は校正日を記載（校正義務機器は消防用設備等点検実務必携を参照）。なお、校正義務のない機器は校正欄を／線で抹消

#### ※ 消火器の「機能点検」後の新規交換について

消火器の内部および機能点検において「抜き取り方式」による点検を実施した場合、当該ロットを代表するものですので所定の点検を実施した後、新規交換としてください。

したがって、消火器新設時の写真のほか、所定の点検を実施したことを示す写真も添付してください。

請求書は本体のほか、リサイクルシール代（非課税）、保管料、収集運搬費も請求してください。

## 消防用設備等点検結果報告書チェックリスト

(下記事項に間違いや未記入が発生しております。提出前にご確認ください)

### 1 表紙（報告書）

- 宛先、日付、届出者及び住所に間違いはありませんか
- 防火対象物の所在地、名称、用途、規模（構造、階層、面積等）、消防用設備等の種類に間違いはありませんか。

### 2 総括表

- 防火管理者選任義務のある建物に防火管理者の記載がありますか。
- 点検実施責任者欄に「表示登録会員番号及び登録会員の代表者の職・氏名」を記載してありますか。
- 点検結果欄に「良」または「不良」の記載がありますか。また、不良の場合は不良内容欄に不良の内容が記載されていますか。
- 立会者欄に氏名が記入されていますか。

### 3 点検資格者一覧表

- 点検に関わったすべての資格者の氏名を記載しましたか。また、必要とされる資格をすべて記載しましたか。
- 電気工事士の資格が必要となる場合、備考欄に記載しましたか。

### 4 個別点検表

- 防火管理者、立会者、点検者等すべてに記入しましたか。
- 点検した消火器の本数、自動火災報知設備感知器の個数等確認しましたか。
- 測定機器欄で校正の必要な機器は校正年月日を記入しましたか。また、不要の場合は斜線を引きましたか。

## 非常照明点検の留意事項

### 1 全般

- (1) 点検及び照度測定は「長野県住宅供給公社業務委託特記仕様書」(前期受託者会議資料)及び「非常用の照明設備点検業務手順」(参考)により実施してください。
- (2) 点検場所は共用部分と集会所で、照度測定は全数測定とし後期期間中に実施してください。
- (3) 日没頃から準備し、20時30分頃には終了してください。
- (4) 照度測定は点検業務手順どおり30分間の点灯試験後、照度を測定してください。
- (5) 点検業務写真は棟で1ヶ所1枚とし、工事用白板を使用してください。

### 2 住民に対する周知等

- (1) 点検は夜間となるので住民に事前告知し、協力を求めてください。
- (2) 入居者の生活に影響を及ぼす可能性があるため、ブレーカーは絶対に切らないでください。

### 3 改修について

- (1) 球切れ・点滅の繰り返し等蛍光管劣化の場合はその場で交換せず(管球類を共益費で保有している団地があるため)改修提案書を提出してください。
- (2) 不備事案は、種類ごと(点検ひも切れ、バッテリー容量不足等)に棟1枚とし、工事用白板は不要です。
- (3) 節電のため、蛍光管を外してあるもの、LED蛍光管に取り換えてあるものについては、改修提案書の提出は不要です。ただし「非常照明装置点検・調査結果報告書」備考欄にその旨を記載してください。
- (4) 点検ひもによる点灯試験時に不点灯の場合はバッテリーの劣化、充電回路不良等が考えられるため器具交換として改修提案書を提出してください。なお、「非常照明装置点検・調査結果報告書」に製造年を記入してください。
- (5) 照明器具の点検ひもが切れて無くなっている場合は機器本体が古いことが予想されるため、器具交換として改修提案書を提出してください。なお、改修提案書の提案事項に製造年を記入してください。

(参考)

## 非常用の照明設備点検業務手順

点検は、平成20年国交告第285号「別表第三 非常用の照明装置」の点検項目、点検事項、点検方法、判定基準に沿って行う。

### ● 非常用の照明器具

#### □ 使用電球・ランプ等

- 1 点検方法 目視により確認する。
- 2 判定基準 昭和45年建設省告示第1830号第1イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
- 3 点検実務 非常用照明器具の性能は、瞬時作動性、耐熱性及び持続性を満足させる照明器具を使用しているか確認する。

### ● 予備電源（電池内臓形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置）

#### □ 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況

- 1 点検方法 作動状況を確認する。
- 2 判定基準 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて復帰しないこと。
- 3 点検実務 常用の電池が瞬時遮断され、同時に予備電源に切り替わり点灯することを確認する。

#### □ 予備電源の性能

- 1 点検方法 点灯時間を確認する。
- 2 測定器具 時計、ストップウォッチもしくは、それらと同等以上の性能を有する計器を使用する。
- 3 判定基準 予備電源で30分以上点灯しないこと。
- 4 点検実務 予備電源で30分以上点灯することを確認する。

### ● 照度（電池内臓形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置）

#### □ 照度の状況

- 1 点検方法 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度用測定用照度計により測定する。
- 2 測定器具 JIS C1609-1照度もしくは、これらと同等以上の性能を有する計器を使用する。
- 3 判定基準 30分点灯後の照度が白熱灯では1(lx)以上、蛍光灯では2(lx)以上ないこと。
- 4 点検実務 30分点灯後の照度が白熱灯では1(lx)以上、蛍光灯では2(lx)以上あるか確認する。

#### ※ 照度測定について

- ① 測定場所は、廊下、階段、非常用エレベーターホール及び居室の出入口等の避難行動

上重要な場所とする。

- ② 測定のための光源は、原則として、予備電源によるものとする。
- ③ 測定時刻は、測定を正確に行うため外光の影響を受けない夜間等に行うことが望ましい。

● 分電盤（電池内臓形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置）

□ 非常用電源分岐回路の表示の状況

- 1 点検方法 目視により確認する。
- 2 判定基準 非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
- 3 点検実務 専用分電盤の表面には非常用照明盤の表示がされているか確認する。

● 配線（電池内臓形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置）

□ 配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分は除く）

- 1 点検方法 目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
- 2 測定器具 JIS B 7512に規定する鋼製巻尺又はこれと同等以上の性能を有する計器を使用する。
- 3 判定基準 令第112条第15項又は第129条の2の5第1項第7号の規定に適合しないこと。
- 4 点検実務 配電管等が防火区画を貫通している場合は、防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋められているか確認する。

● 配電及び充電ランプ（電池内臓形の蓄電池）

□ 充電ランプの点灯状況

- 1 点検方法 目視により確認する。
- 2 判定基準 点滅スイッチを切り替えても充電ランプが点灯しないこと。
- 3 点検実務 点検スイッチを切り替えて、充電表示ランプ（モニターランプ）緑色が点灯することを確認する。

※ 充電表示ランプの点検について

- ① 電池内臓形器具には、通常充電表示ランプ（モニターランプ）が取り付けられている。蓄電池充電中は、発光ダイオードによる緑色のランプが点灯している。
- ② 停電時や点検スイッチを引いた時にバッテリー不足等により不点灯となる。点検スイッチは、点検時に供給電源を遮断しなくてもよいように設けられている。
- ③ 点検後、ひもは引き戻した時に確実に戻ること。